

| 報告項目 | 報告内容 |
|----------------------|---|
| 被処分者の氏名 又は法人名称 | 鈴木 眞 澄 |
| 登録番号又は法人番号 | 19081381 |
| 所属する単位会 | 東京都行政書士会 |
| 事務所名称 | すずき行政書士事務所 |
| 事務所所在地 | 東京都江東区南砂3-8-2-1401 |
| 処分年月日 | 令和6年7月29日（理事会議決日） |
| 処分内容（種類） | <p>廃業の勧告（廃業するまでの間の会員の権利の停止を含む） （東京都行政書士会会則第23条第1項第3号）</p> |
| 上記処分をした理由 | <p>被処分者は、監理団体が作成すべき書類を、監理団体の承認を得ずに自らが作成し、東京出入国在留管理局に提出した。そして、在留資格変更許可申請が不許可になったのち、不許可理由を確認すべく、虚偽の委任状を用いて、東京出入国在留管理局に開示請求の申請をした。仮に書類送付先に関する委任状であったとしても、許されるものではない。一連の行為について、反省していると言いつつも、虚偽の委任状とみなされたことは残念と述べるなど、反省しているとは言い難く、再犯の可能性が否定できない。</p> <p>以上の理由から上記の処分を科す。</p> |
| 上記処分の根拠となった法令及び会則の条文 | <ul style="list-style-type: none"> 一 行政書士法第13条（会則の遵守義務） 二 行政書士法施行規則第9条（書類等の作成） 三 東京都行政書士会会則第18条（会員の責務等） 四 東京都行政書士会倫理規程第3条第2項及び第7条（虚偽の真実の作出の禁止） |